



改正養蜂振興法が25年1月から施行されます

- ・ミツバチを通年で飼育されている方、及び
- ・はちみつやミツバチ等を譲渡または販売されている方は
毎年、1月中に飼育届(別紙)を、住所地の地域県民局に提出してください。(手数料はかかりません。)

花粉交配用にのみミツバチを飼育される方は届出は不要です

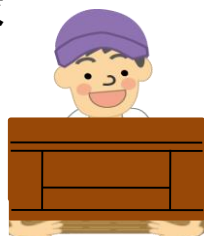
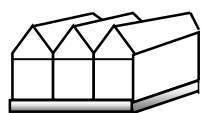
花粉交配用に必要な群数のミツバチを数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育されている方に限ります。



- ・花粉交配用に使用したミツバチは、そのまま放置すると、ミツバチの病気の原因となります。養蜂業者への返却あるいは焼却等を行い、必ず、適切に処置してください。
- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。



園芸農家



貸出等の場合



養蜂業者に返却

買い取りの場合



焼却



窓口	担当係	電話
(総合) 青森県農林水産部畜産課	経営支援グループ	TEL 017-734-9496 / FAX 017-734-8144
(届出) お住まいの住所を所管する 地域県民局地域農林水産部	東青地域県民局地域農林水産部農業普及振興室 中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室 三八地域県民局地域農林水産部畜産課 西北地域県民局地域農林水産部畜産課 上北地域県民局地域農林水産部畜産課 下北地域県民局地域農林水産部畜産課	TEL 017-734-9961 / FAX 017-734-8305 0172-33-2902 0172-34-4390 0178-27-5111(代) 0178-23-2801 0173-72-6612 0173-72-6618 0176-22-8111(代) 0176-22-9161 0175-22-8581(代) 0175-22-3212
(衛生管理) 最寄りの家畜保健衛生所	青森家畜保健衛生所 八戸家畜保健衛生所 つがる家畜保健衛生所 十和田家畜保健衛生所 むつ家畜保健衛生所	TEL 017-764-1744 / FAX 017-728-0335 0178-27-7415 0178-27-7418 0173-42-2276 0173-42-6078 0176-23-6235 0176-23-3044 0175-22-1254 0175-22-1259